

ニューズレター

令和3年1月発行

第33号

Newsletter



公益
社団
法人

広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

Victim Assistance Center of Hiroshima

広島被害者支援センター

〒730-0031 広島市中区紙屋町2丁目2-18 サンモール5F TEL082-245-6667 / FAX082-245-6668

URL : <http://www13.plala.or.jp/vach2-13/>



広島市市民局長
政 氏 昭 夫

年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

広島被害者支援センター並びにその運営を支えておられる会員及び支援活動員の皆様におかれましては、平素から犯罪被害者等への支援活動に多大な御尽力を賜り、心から御礼申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、センターにおかれましては被害者等支援活動や広報啓発活動を行うことが厳しい状況が続いておられることと思います。本市でも、例年各区で行っている「減らそう犯罪」区民大会において、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性を理解してもらうため、犯罪被害者等支援に関する講演会を実施しているところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止を余儀なくされました。そうした中でも、被害者支援活動や広報啓発活動は重要であることから、各区役所のロビー等で広報啓発展示を行いました。また、犯罪被害者支援センターの意思に賛同し、本市職員に呼びかけ、全庁的にホンデリングに積極的に協力するなど、犯罪被害に遭われた方等の支援活動を推進しているところです。

広島被害者支援センターでは、このような活動が困難な状況下でも犯罪被害に遭われた方々への電話・面接による相談対応や関係機関への付添いなど、様々な支援活動を実施されるとともに、犯罪被害者が置かれている状況や平穏な生活への配慮の重要性について広報活動を行うなど、被害者等へ寄り添った支援を長期にわたって途切れなく行っておられますことに、敬意を表するとともに、深く感謝申し上げます。

市といたしましても、広島被害者支援センターを始め、関係機関・団体等との連携を密にし、犯罪被害者等支援施策の推進はもとより、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの取組をより一層進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

結びに、広島被害者支援センターの益々の御発展と会員及び関係者の皆様方の御健勝、御多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。



公益社団法人
広島被害者支援
センター理事長
山 本 一 隆

年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。皆様方におかれましては輝かしい新春を迎えられた事とお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの爆発的感染が世界規模で拡大し、日本国内ではオリンピック開催が延期される事態を迎え、経済的にも多大なる影響が生じました。また県内でも年末には第3波を迎えると共に高病原性鳥インフルエンザが初めて発生するなど、まさにウイルスに振り回される一年となりました。

その中にありまして、当センターでは犯罪被害者等の各種支援を永続的に展開し、支援活動員によります電話相談や弁護士相談をはじめ、他府県センターと連携しての直接的な支援活動を実践しますと共に、11月に迎えました犯罪被害者支援週間では規模を縮小しながらも講演会を開催し、皆様方の意識高揚や広報啓発に努めたところです。

本年度もそうした経験を踏まえながら、他府県との連携はもとより関係機関との連携を深めて、総合的・継続的に被害者・遺族の気持ちに寄り添った支援が実践できますよう、新しく人材を育成する為に養成講座の開催や支援活動員への継続的なスキルアップを図って参る所存です。

センターは平成16年の設立以来、16年間に及ぶ地道な活動を展開する中で少しずつ認知度も向上し、相談件数や直接的支援の件数は増加する傾向にあります。まだまだ県民全体に浸透しているとは言い難い状況にあります。

本年も引き続き、認知度の向上を図るため各種広報媒体の利活用は勿論のこと、街頭キャンペーンや講演会の開催を通じ県民の皆様には被害者支援への意識高揚を図って共助の意識を根付かせる活動や、公助の観点から自治体によります条例制定を目指して参りたいと思っておりますので、変わらぬご支援やご協力を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

令和2年度広島被害者支援センター 被害者支援講演会



公益社団法人広島被害者支援センターの令和2年度被害者支援講演会を11月28日（土）に、広島弁護士会館で開催しました。コロナ禍での開催となったため、参加人数を100名に制限し、規模を縮小して行いました。

講演は、当センターの理事でもある、広島修道大学健康科学部心理学科教授（臨床心理相談センター長）内野悌司先生に、「被害者支援を通じて理解した被害者の心理」と題してお話いただきました。

【講演の概要を内野先生にまとめてもらいました。】

今回の話は当センターが活動を開始した2004年から2013年までの10年間に行った支援活動のデータの分析をもとに、どのような相談があり、それにどのように対応してきたかを明らかにしました。講演の話では、いくつかの類似の相談からモデルケースの形で特徴をまとめ、支援者側の視点からみた被害者の心理や体験、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、それらに対する支援に焦点を当ててお話ししました。

取り上げたテーマは7つで、傷害事件の被害者の支援、交通事故被害の支援、性暴力被害の支援、被害者の家族への支援、被害者の遺族への支援、過去の被害に苛まれている人への支援、心的外傷後成長（Post-traumatic Growth）でした。どのような被害を受けたときにも、身体に傷を負ったり、金品などの財産や生命までも奪われるといった直接的な被害に加え、通院や治療を受けるのに時間とお金がかかったり、学校や仕事を休まなくてはならなかったりする経済的な損失を負うこともありました。さらに、被害を受けたことで日常生活に支障をきたすだけでなく、人に対する信頼感や人間としての尊厳まで深く傷つけられてしまい、なす術もない状況に追い込まれてしまうのが被害者の実情です。そのような問題状況にあっては、身体や日常生活などに対する応急の手当てや支援がまず必要になります。その際に被害者がもっとも必要としているのは、他者からの「理解」であると思われます。実際に理解することは無理でしょうが、理解しようと被害者に向き合い、寄り添っていくように努めることは可能と思います。その例として、警察庁の警察による犯罪被害者支援ホームページ「警察職員による被害者支援手記」（<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>）から、ある警察官のエピソードを紹介しました。20代の最愛の息子さんを交通事故で亡くしたご遺族の遺族調書を作成するときに、青年の幼い頃からの「アルバム」を持参

してきてもらい、息子さんが生きてこられた証を辿って事情聴取をされた話です。このエピソードには後日談もあり、この警察官の示した態度や行為が、ご遺族にとって大きな支えとなっていたことがわかりました。

被害者の必要としている支援には、被害者給付金などの経済支援を受けることや、刑事訴訟に被害者として参加したり、損害賠償や慰謝料を受ける民事訴訟を起こしたり、こころのケアを受けたりするには、どうすればよいかなど、実に多様です。そうしたことについては、当センターは専門家である弁護士や精神科医、臨床心理士などの情報提供やコーディネートを行ったり、裁判の傍聴や意見陳述に付き添ったりと直接的支援も行っています。

被害者についてこのような説明をすると、被害者が弱い存在であり、援助を提供しなくてはならないといった、ある種のスティグマをもたらしかねないことに注意が必要です。被害者はこころに深い傷を負って、PTSDになることがしばしばあります。しかしながら、被害者がその受けた苦痛や不安、怒りなどの複雑な感情を受け止められ、必要としていた対応を受けながら、自分自身で回復していくことができます。それは単なる回復ではなく、心的外傷後成長と呼ばれるように、成長を遂げることもあるのです。そうしたことが実現できる、被害者に寄り添った社会になるよう、私たち一人ひとりが努めたいという思いを語って、話を終えました。

講演に続き、当センター支援総括責任者 柳原ひとみ氏が、支援センターの活動状況を報告しました。それを受けて内野先生と柳原氏が、センター設立から今日までの支援内容の変化や、支援員の研修及び、付添支援・裁判後の支援、またセンターの今後の課題について等対談しました。

設立当初は電話相談が中心でしたが、現在では、刑事裁判に関わる直接的支援が多くなっていることや、支援員は常に研修を継続していること、付添支援は被害者等との人間関係がとても大切であること、裁判が終わっても被害者等が必要とする間は支援を続けること、そして人材育成と共に安定した財源の確保がセンターの大きな課題であること等が話されました。



—— 講演終了後の、アンケートの中にあつた質問にお答えします。——

犯罪被害者学とはどのようなものか

⇒かつて犯罪に関する研究は、犯罪者や犯罪現象に着目され、刑法は犯罪者の処罰に関心の中心があり、被害者の保護や被害者の立場から犯罪をとらえることが足りませんでした。そこで、被害者に注目し、被害者の立場からの研究や政策立案が行われるようになりました。

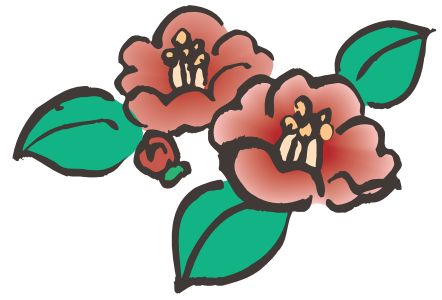
テロなど発生し、多人数の被害者が発生した場合、支援センターで支援出来る人数の上限はどのくらいか

⇒事件が発生した直後に支援センターが関わることはないと思われます。警察等で状況を把握した上で、必要と思われるものが繋がってくるとは思われますが人数の上限は今わかりません。一度に多くの受け入れは難しいと思います。ひとつのセンターで支援しきれないときは、応援ができる体制が全国被害者支援ネットワークにあります。

被害者支援センターの臨床心理士相談から専門機関へ繋ぐのはどういうとき、どんな専門機関へ繋ぐのか

⇒当センターで行っている臨床心理士相談は、専門医への受診が必要かどうかの見立てのために行うもので、継続して治療的に行うものではありません。投薬等の処置もできません。眠れない、食べられない、頭

痛や腹痛が続くと言った症状がある場合は、その処置ができる専門医への受診を勧めます。ただし、数回話を聴くことで解決しそうな見通しがある場合は継続して面接を行うこともあります。



スーパービジョンはどのように行っているのか。スーパービジョンによってどのような支援・相談のあり方を目指すのか

⇒原則月1回行っています。支援員が対応に困ったことや、聴くことが辛かったこと、支援員の共通認識が必要なことなどについてスーパーバイザーとともにケース検討をします。支援員のメンタルケアも兼ねています。よりよい支援ができるように質の向上を目指しています。

募金活動を行いました

講演会の会場で募金活動を行ったところ、犯罪被害者支援の必要性に理解をいただいた方々から、たくさんの募金が集まりました。被害者支援活動のために大切に使用させていただきます。ありがとうございました。



広島大学・修道大学の学生さんが手伝ってくれました

今後も、若い人達に犯罪被害者支援について関心を持ってもらえることを期待しています。ありがとうございました！！



令和2年度（4～12月）の支援活動状況

支援活動月別件数 ▼

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
電話相談開設日数	25	23	26	25	22	24	27	22	23	217
電話相談件数	30	13	28	30	25	25	37	42	21	251
面接相談件数	1	0	1	0	3	1	2	0	3	11
直接的支援件数	19	19	29	28	40	49	18	14	21	237
弁護士相談件数	1	2	4	0	1	1	1	1	2	13
臨床心理士相談件数	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4

電話相談内容分類 ▶

殺人	3
暴行傷害	6
性的被害	35
DV	4
虐待	0
ストーカー	6
交通被害・事故	26
消費者問題	1
財産的被害	14
その他	147
問い合わせ	9
計	251

感謝状贈呈式

講演会に先だって、当センターの活動に理解を示され、財政・広報に於いて多大なご協力を賜りました団体・個人に感謝状を贈呈しました。

<令和2年に多額の寄付を頂いた4団体>

- リベラ株式会社様
- マリンコーポレーション株式会社様
- 株式会社大五様（当日欠席）
- 株式会社フレンド商会様

<永年にわたり当センターの財政を支援して頂いている4団体>

- 一般財団法人広島県警友会様
- 公益社団法人広島県トラック協会様
- 株式会社伯和様
- 株式会社グランド様

<多年にわたり当センターの広報活動を支援して頂いている個人>

- 西田 和代様（代理出席）



バス・電車・タクシー及び病院等での広報活動の実施

年間を通じてタクシーによる広報活動を行うと共に、犯罪被害者週間にあわせて、自治体やバス協会・トラック協会をはじめ交通事業者及び総合病院等のご協力をいただき、公共施設や県内運行中のバス・電車内にポスターを掲示する広報活動を実施しました。



<ポスター掲示にご協力をいただいた交通事業者・総合病院等> 広島電鉄株式会社（広島市）、広島バス株式会社（広島市）、広島交通株式会社（広島市）、芸陽バス株式会社（東広島市）、株式会社中国バス（福山市）、鞆鉄道株式会社（福山市）、備北交通株式会社（庄原市）、因の島運輸株式会社（尾道市）、本四バス開発株式会社（尾道市）、中国ジェイアールバス株式会社（広島市）、おのみちバス株式会社（尾道市）、エイチ・ディー西広島株式会社（広島市）、宝塚タクシーグループ（広島市）、県立広島病院（広島市）、広島大学病院（広島市）、広島市民病院（広島市）、国立病院機構呉医療センター（呉市）、JA 広島総合病院（廿日市市）、広島赤十字・原爆病院（広島市）、浜脇整形外科病院（広島市）、株式会社広島バスセンター（広島市）、JR 広島駅（広島市）<順不同>

犯罪被害者週間 キャンペーン

今年はコロナウイルス感染の拡大を受けて、毎年行っている犯罪被害者週間の街頭キャンペーンができませんでした。

その代わりに、犯罪被害者週間を知らせるチラシを作成し、県内の市町の相談窓口においてもらい、県民に配付しました。

また、中央図書館等にチラシやパンフレットを展示してもらい、犯罪被害者支援の理解を広めました。



11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です。

公益社団法人広島被害者支援センター
犯罪・事故の被害者やそのご家族をサポートします

**一人で悩まないで
お電話ください**

電話相談 082-544-1110
 相談日 毎週月～土 9時～17時
 休館日 8月13日～16日・12月28日～1月3日ものをぞく
 面接相談（要予約）
 必要に応じて弁護士・臨床心理士が対応します。
相談は無料です

当センターは広島県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。守備範囲がありますので、相談の内容は本人の許可なく外部に漏れることはありません。安心してご相談下さい。

共同募金「社会課題解決プロジェクト」への参加

犯罪被害者等への支援活動は、ますます重要性を高めていますが、活動を支える経費は、企業・団体・個人の会費・寄付によるところが大であり、安定した財源確保は支援センターの大きな課題でもあります。

その財源確保の一助として、平成23年度から実施している、共同募金会と連携した募金活動「社会課題解決プロジェクト」に今年も参加することにしました。

この活動には、社会課題の解決のために支援活動を行っている社会福祉法人、公益社団法人、NPO法人などの非営利活動団体が参加しています。

募金の期間は令和3年1月1日～3月31日までの3ヶ月間です。

この募金活動にご協力頂いた支援金は、犯罪や事故等の被害に遭われた方や、ご家族・ご遺族の支援活動に活用する資金です。

被害者等を県民皆で支えていく共助の気運を作るためにも、ご協力をよろしく申し上げます。

地域をつくる市民を応援する共同募金活用事業
「社会課題解決プロジェクト」募金用紙

公益社団法人 広島被害者支援センター

**犯罪被害にあわれた方のために
あなたの力を
かしてください。**

犯罪・事故の被害者やそのご家族をサポートします

私達は「犯罪被害者等早期援助団体」です。

当センターは、犯罪被害にあわれた被害者とその家族を支援する団体として、広島県公安委員会より「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。被害にあわれた直後の被害者や遺族の多くは、事件・事故のショックにより日常生活で様々な支障が出てきます。当センターでは、そのような方に電話・面接相談をはじめ裁判所への付添いなど、精神面・直接的な支援を行っております。

まずは、お気軽に
お電話ください。

☎082-544-1110
 相談日 毎週 月～土曜日 9:00～17:00
 休館日 8月13日～16日・12月28日～1月4日を除く
 福山相談室（毎月第2火曜日）、呉相談室（毎月第2金曜日）要電話予約
 広島県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
 Victim Assistance Center of Hiroshima
 公益社団法人
広島被害者支援センター

※ この募金用紙での取扱いは、令和3年3月31日（木）までに完了します。

郵便局で振込みをお願いします。

振替払込請求書受領証

99 広島	払込取扱票	振替払込請求書受領証
013209	金額 37	013209
社会福祉法人 広島県共同募金会	金額 37	37
おとところ 〇〇〇-〇〇〇 (電話番号)	金額 37	37
おなまえ 様	金額 37	37
〒 〇〇〇-〇〇〇	金額 37	37
A-5 公益社団法人 広島被害者支援センター	金額 37	37
おとところ 〇〇〇-〇〇〇 (電話番号)	金額 37	37
おなまえ 様	金額 37	37
〒 〇〇〇-〇〇〇	金額 37	37
A-5 公益社団法人 広島被害者支援センター	金額 37	37
おとところ 〇〇〇-〇〇〇 (電話番号)	金額 37	37
おなまえ 様	金額 37	37
〒 〇〇〇-〇〇〇	金額 37	37
A-5 公益社団法人 広島被害者支援センター	金額 37	37

「犯罪被害者支援自販機」を設置していただきました

自動販売機の売り上げ代金の一部を支援金として、当センターに寄付していただくものです。現在県内の警察学校・事業所・企業などに25台が設置されています。

この度新規に「赤防株式会社様（東広島市）・株式会社マイロード様（安芸高田市）」に設置していただきました。ありがとうございました。

設置について詳しくはセンター事務局へお問い合わせ下さい。



(公益)広島被害者支援センターをサポートくださる 賛助会員・寄付を募集しています

広島被害者支援センターは、会員の皆様のご理解とご協力に支えられて運営している団体です。犯罪や交通事故などの被害にあわれた方や家族の方への支援活動を財政面からサポートして下さる会員を募集しています。

- 1 賛助会員とは**

センターが行う被害者支援活動の意義をご理解いただき、財政面での支援という形で事業に参加していただく会員をいいます。
- 2 賛助会員の種類と会費**

賛助会員(年会費)は、
 個人会員 1口 2,000円
 法人・団体会員 1口 10,000円
 口数に制限はありません。
 その他、寄付も随時受け付けています。
- 3 振込み先**

銀行をご利用の方
 広島銀行県庁支店 口座番号(普通)3007871
 加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター
 理事長 山本 一隆
郵便局をご利用の方
 口座番号 01310-6-57119
 加入者名 公益社団法人 広島被害者支援センター
- 4 入会していただく**

年2回発行予定の「ニュースレター」とシンポジウムや講演会の案内を送付します。



新年を迎えましたが、お祝い気分には浸れない方が多かったのではないのでしょうか。さて、本号では、年頭のご挨拶のほか、

昨年4月以降の活動内容を掲載しています。本センター理事の内野悌司先生には11月の被害者支援講演会での講演・対談の概要をまとめ、参加者からのご質問に回答していただきました。昨年末に広島市の新型コロナウィルスの感染が深刻化しましたが、当センターでは感染防止に努めるとともに、支援活動員の方々の不安解消に努め相談活動など業務は継続しています。皆さまのご理解とご支援をよろしく願います。



本誌は、共同募金会の助成を受けて発行しています。